

＜補助対象経費＞空き家の残置物処分（残置された家財等の搬出及び廃棄）に要する費用

＜補助金額＞空き家に残置された家財等の搬出及び廃棄経費の 1 / 2

補助上限：30万円 補助回数：1物件につき1回

＜注意事項＞

※空き家所有者が事業実施後、4年以上賃貸専用物件として活用すること。

ただし、空き家利活用流通促進事業補助金とは併用はできません。

※空き家の所有者又は事業者が4年以上空き家を賃貸専用物件として利活用しなかった場合、補助金返還となります。

※実績報告までに、空き家バンクに賃貸専用物件として登録をすること。

補助対象チェックシート

＜対象建築物＞

町内に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅(共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。)で、1年以上利用がない空き家(過去に本補助金を活用して改修又は残置物処分したものを除く。)

＜補助対象者＞

対象建築物を所有する次のいずれかの者（当該建築物の共有者である場合には、他の共有者全員の同意を得られた者

- ☐ 当該補助金申請日の属する年度の前年度において、納付すべき町税等の滞納がない者
- ☐ 改修しようとする空き家所有者の3親等以内でない者であること。
- ☐ ・県内に在住する個人(事業完了後3箇月以内に県内に移住する者を含む。)
- ・県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体
- ・県内に本店を置く事業者(個人事業者を含む。)
- ・県外に在住する個人(相続により対象の空き家等を所有するに至った者に限る。)

＜補助要件＞

次の①から③に掲げる要件を全て満たすこと。

① 対象建築物は次の全ての要件を満たすこと。

- ☐ 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係する法令に違反していない建築物であること
- ☐ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)に基づき指定される土砂災害特別警戒区域に位置していないものであること。(適正な対策が施されている場合及びこれに準ずるものとして鳥取県地域づくり推進部長が認める場合を除く。)

② 空き家等残置物処分支援事業にあたっては、次のすべての要件を満たすこと。

- ☐ 事業実施期間満了までに空き家バンクに賃貸専用物件として登録することとし、対象物件を4年以上賃貸物件の用に供すること。(売買を目的とした空き家の残置物処分は対象としない)
- ☐ 既に空き家バンクに登録されている物件の残置処分した後に、再度空き家バンクに等をする場合は、新たな登録から4年以上賃貸物件の用に供すること。
- ☐ 対象建築物内の残置物を全て撤去・処分すること。ただし、賃貸の用に供しない部分に残置する家財等については、この限りではない。

③ その他国及び県、町のその他の補助金の交付を受けていないこと。(各補助金の補助対象経費が明確に区別することができ、互いに重複がない場合を除く。)